

宗像市文化芸術活動事業補助金 現制度と新制度の比較

資料3

区分	現制度	新制度
1 補助金の趣旨	文化芸術活動事業補助金は、“文化芸術のまちづくり”を進めていくため、「宗像市元気なまちづくり基金」を活用し、文化芸術のまちづくりや人づくり、地域伝統文化の継承・活用や、次世代育成など、文化芸術の力をまちづくりに活用する活動を支援する。	文化芸術活動事業補助金は、“文化芸術のまちづくり”を進めていくため、「宗像市元気なまちづくり基金」を活用し、市内外の団体が実施する活動の場が市内となる『新たな創造性のある文化芸術事業』や地域伝統文化の保存・活用・継承につながる活動を支援する。
2 補助対象となる団体	対象となる団体は、市内に活動拠点を持つ市民活動団体、ボランティア活動団体などで、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成される公益的な活動を行う団体。なお、コミュニティ運営協議会は申請することができない。	① 市民を中心に構成する団体の事業[市内団体] 市内に活動拠点を持つ市民活動団体、ボランティア活動団体などで、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成する公益的な活動を行う団体の事業に対して補助。なお、市から補助金・交付金の助成を受け、活動を行う団体(コミュニティ運営協議会及び市文化協会(加盟の単位協会は除く))などは申請不可。 ※【新たな創造性のある文化芸術事業】【地域伝統文化継承及び活用事業】が対象 ② 活動の場が市内である団体の事業[市外団体] 市外に活動拠点を持つ3人以上で構成する団体で、市民が恩恵を受ける「宗像市内で行う文化芸術活動」に対して補助。 ※【新たな創造性のある文化芸術事業】が対象
3 対象となる事業	◇文化芸術のまちづくり、人づくりにつながること、又は地域伝統文化の継承及び活用を行うもの ◇新たに実施を予定している事業又は事業の拡大、充実、強化に該当するもの ◇団体の活動の継続性や発展性が認められるもの ◇団体などの運営に係る経費を含まないこと ◇公益的であること(営利目的のために行う事業でないこと) ◇宗教的活動や政治的活動を目的とするものでないこと ◇申請団体が同一事業について市から他の補助金などを受けていないこと	◇【新たな創造性のある文化芸術事業】は、新たに実施を予定している事業であること ◇団体などの運営に係る経費を含まないこと ◇公益的であること(営利目的のために行う事業でないこと) ◇宗教的活動や政治的活動を目的とするものでないこと ◇申請団体が同一事業について市から他の補助金などを受けていないこと
4 補助金の種類、補助率	(1)文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業 補助対象経費の合計額の3分の2以内の額(50万円を限度) (2)地域伝統文化継承及び活用事業 補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度) (3)文化芸術の次世代育成活動事業 補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度)	【Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業】 補助対象経費の合計額の3分の2以内の額(70万円を限度) 【Ⅱ 地域伝統文化継承及び活用事業】 補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度)
5 補助対象経費	(1)文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業 (3)文化芸術の次世代育成活動事業 ①報償費(講師への謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷代、光熱水費)、④役務費(郵送料、保険料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費 (2)地域伝統文化継承及び活用事業 ①報償費(講師への謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷代、光熱水費)、④役務費(郵送料、保険料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費、⑧工事費、⑨設備費(備品購入費など)	【Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業】 ①報償費(謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷費等)、④役務費(郵送料、保険料、広告料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費、⑧その他特に市長が必要と認める経費 【Ⅱ 地域伝統文化継承及び活用事業】 ①報償費(謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷費等)、④役務費(郵送料、保険料、広告料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費、⑧工事費、⑨設備費(備品購入費等)、⑩その他特に市長が必要と認める経費
6 補助対象期間	最長3年度間	最長3年度間
7 補助終了後の取り扱い	民間団体の主催事業として継続	【Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業】 ア 市主催事業又は市協働委託事業として継続 イ 宗像ユリックス等との共催事業として継続 ※継続展開は申請団体との協議の上、決定する